

## 事例研究～中国ビジネス法務

(第90回)  
新たな基本法『民法総則』が成立、  
今年10月施行へ北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

中国では、他の先進国にある「民法典」のようなものではなく『民法通則』『契約法』『担保法』『婚姻法』など複数の法令によって、私法の一般法体系が形成されています。中でも、1986年に公布され、2009年に若干の改訂がなされた『民法通則』は、中国における民事基本法として長い間施行されてきました。今年3月15日、全国人民代表大会において、新たに『民法総則』が可決、公布され、10月1日から正式に施行される運びとなりました。新しい民事基本法として、今後中国にある日系の企業・団体にも大きく関わるこの法律について、日系企業にとって重要なポイントを幾つかピックアップして解説します。

## ◆法人の清算は規定がより厳格に

A社は、日本のX社と中国のY社によって設立された日中合弁企業である。A社の経営が長期間にわたって赤字となっているため、X社はA社を清算したいと考えている。A社は事前解散を董事会決議で可決させたものの、Y社は自社の利益(A社の固定資産の価値を低下させ、低価格で購入するもくろみ)のため、その後の清算手続きを積極的に行わなかった。そのため、A社は清算チームを立ち上げて清算を実行に移すことができずにいた。時間の経過とともに、A社に残る固定資産の価値は急速に低下を続け、株主であるX社に損失を与えるようになった。

Y社の消極的な態度により清算が遅れるようになった場合『民法総則』施行前は、A社の債権者でなければ損害賠償を請求できず、X社が有効な手だてを講じることが難しかった。それが『民法総則』施行後になると、X社は利害関係者として損害賠償請求ができるようになり、Y社に対し、清算活動に協力するよう圧力をかけることが可能となる(下記ポイントの3・4をご参照ください)。

## ◆日系企業・団体に関係する重要ポイント(抜粋)

## 1. 「慣例」を民事紛争の解決の根拠とできるようになった

中国国内で民事紛争が起きた場合、法的根拠が不明確で思うように権利の主張ができない場合が少なくありませんでした(例えば、債権回収において、債務者の支払い条件に関する契約の定めが不明確であることにより、回収が困難になる場合など)。今後は、法的根拠として「慣例」を挙げる事が認められるようになり、十分な証拠によって慣例の存在を証明することができれば、紛争の解決がより図りやすくなります。

## 2. 法人の種類を刷新

中国国内の法人が次の3種類に分けられました。

- ①営利法人(例: 企業法人)
- ②非営利法人(例: 社会团体)
- ③特別法人(例: 機関法人)

今後、法人に関して、これらの区分ごとに適用される特別法が制定される可能性があります。

## 3. 会社の代表者の責任強化

会社の代表者が職務の履行によって他者に損害を与えた場合、民事責任は法人に帰することとなります。このため会社の代表者は今後、コンプライアンス上の義務にいつそうの注意を払う必要があります。

## 4. 法人の清算義務の強化

「清算義務者」という概念が設定されました。これには法人の董事や理事などの執行機関や意思決定機関のメンバーが含まれることになりました。これによって、現地企業が清算を行うに当たっては、

株主である企業の責任だけでなく、現地法人の董事(長)、総経理などのメンバーも、これまで以上に大きな責任を負うことになります。

### 5. 個人情報の保護

中国で初めて民事基本法に個人情報の保護についての規則が盛り込まれました。この規定では、個人情報を違法に収集、使用、加工、他者に伝達することや、これらを違法に売買、提供、公開することを禁止しています。今後、個人情報の保護に関連して法整備がなされたり、取り締まりが厳しくなったりする可能性があります。

### 6. 一般民事紛争の訴訟時効の期間が2年間から3年間に延長へ

実務上、訴訟時効の成立によって日系企業が権利を主張できなくなるケースが多かったので、訴訟時効が延長されることは、権利の行使にとっては有意義と思われる。

#### ◆施行後の日系企業の対応

『民法総則』が施行されると、中国の現在の民事法体系に大きな変化がもたらされます。例えば、現行の民事法との関係や優劣、実務上の取り扱いなどは十分に注目すべき問題といえます。日系企業の皆さまにおいては、新しい法令をいち早く知っていただき、民事法制度の変化に適応していただくことが必要ではないかと思えます。

## ナビ関連産業、2000億元突破

19日の新華社電によると、中国衛星測位協会がまとめた白書で、衛星を使った中国のナビゲーション関連産業の規模が2016年に前年比22%増の2118億元となった。

中国が独自開発した衛星測位システム「北斗」向けの技術開発や「北斗」を利用したサービスが中心で、活用分野は交通運輸や電力、農業、公安、林業などに拡大。宅配やシェアリング自転車事業などにも大きく貢献したとしている。

中国の宇宙開発を担う国有企業、中国航天科技集団によると、衛星14個と地上基地32カ所で運営する「北斗2号」システムは既に完成し、今年7月ごろには「北斗3号」システムを構成する衛星を初めて打ち上げる計画。(北京時事)

## 再生可能エネルギー大手が四川綿陽に工場

中国再生可能エネルギー大手、漢能控股集团は18日、四川省綿陽市政府と戦略パートナーシップを結んだ。漢能集団は綿陽市に工業団地を建設し、「CI GS(銅、インジウム、ガリウム、セレン)薄膜太陽電池」などの生産を行う。四川在線が伝えた。

工業団地は投資総額453億元で工期5年で取り組む。年産6000メガワット(MW)のCI GS電池工場、1200MWのGa As(ガリウム、ヒ素)太陽電池工場のほか、年産5万台の太陽光動力自動車工場などを建設する。1期工場は2017年6月に着工し、2年以内に一部生産を始める計画だ。

同社は薄膜太陽光発電では世界でもトップ級の企業。水力、風力など他の再生可能エネルギー関連の設備も製造している。(時事)

## ビザ発給、過去最高538万件

外務省は22日、2016年の全在外公館のビザ発給件数が前年比12.9%増の538万1433件で、過去最高となったと発表した。低価格の航空路線拡充や円安、発給要件の緩和などで観光目的の訪日外国人が増えたことが要因とみられる。同年の訪日外国人数も同じく過去最高を記録し、2400万人を超えている。

国籍・地域別では中国が最も多く、422万5832件と全体の78.5%を占めた。中国への数次ビザの発給数は30万6376件と前年からほぼ倍増し、個人観光ビザも162万6813件で前年より44.5%増えた。